

改正

平成23年3月31日告示第25号
平成24年3月27日告示第21号
平成27年4月1日告示第24号
令和4年3月17日告示第12号
令和5年3月31日告示第23号
令和6年3月29日告示第16号

寒河江市審議会等委員の公募に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市民の市政参画を推進するとともに、市政に対する理解及び信頼を深めるため、審議会等の委員の公募について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「審議会等」とは、市が地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及びこれに準ずるものをいう。

(公募枠の設定)

第3条 審議会等の委員の公募枠は、委員定数の20パーセント以上とする。ただし、次に掲げる審議会等については、この限りでない。

- (1) 法令、条例、規則等により、専門知識を有する者等に限るとされているもの
- (2) 行政処分又は市民の権利を制限する内容に関する審議等を行うもの
- (3) 個人の生命、財産等の個人情報を中心として取り扱うなど審議会等の所掌事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められるもの

(応募資格)

第4条 公募による審議会等の委員（以下「公募委員」という。）に応募できる者は、応募時点において18歳以上の者で、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市に引き続き1年以上在住し、又は在勤していること。
- (2) 公募委員の任期開始日時点で、他の審議会等の委員でないこと。
- (3) 国、地方公共団体、独立行政法人若しくは地方独立行政法人の職員又は国会、県議会若しくは市議会の議員でないこと。
- (4) 過去1年間に他の審議会等の公募委員を務めていないこと。
- (5) 市税及び税外収入金を滞納していないこと。
- (6) その他審議会等の性質に応じて、必要と認められる事項

(公募の方法)

第5条 市長、教育委員会その他の執行機関（以下「市長等」という。）は、公募委員の募集に当たっては、次に掲げる事項について、市ホームページ、市報等に掲載し、広く周知を行うものとする。

- (1) 審議会等の名称及び目的
 - (2) 任期
 - (3) 公募委員の人数
 - (4) 応募資格及び応募方法
 - (5) 募集期間
 - (6) 選考方法
 - (7) その他必要と認める事項
- 2 市長等は、公募委員の募集に当たっては、おおむね2週間以上の期間を置くものとする。
 - 3 公募委員に応募しようとする者は、公募委員申込書（別記様式）に必要事項を記載し、郵送、電子メール、持参又は市長が認める方法で提出するものとする。
 - 4 市長等は、公募委員の選考に当たっては、必要に応じて小論文を提出させることができる。
 - 5 前2項の規定により提出された公募委員申込書及び小論文については、返却しないものとする。

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、前条第4項の規定により小論文を提出させる場合は小論文により、小論文の提出を求めない場合は抽選により選考を行うものとする。

(選考委員会の設置)

第7条 市長等は、小論文による公募委員の選考を行うため、寒河江市審議会等公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会は、副市長、教育長、総務課長、企画戦略課長、財政課長及び審議会等の所管課長をもって組織する。

3 選考委員会の委員長は副市長を、副委員長は教育長をもって充てる。

(選考委員会の会議)

第8条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、選考委員会の会議に関係職員を出席させることができる。

(選考結果の通知)

第9条 市長等は、公募委員を決定したときは、応募者全員に選考結果について通知するものとする。

(失職)

第10条 公募委員は、第4条の応募資格に該当しなくなったときは、その職を失うものとする。

(特例措置)

第11条 市長等は、緊急を要するときは、公募によらず審議会等の委員を選任することができる。

2 市長等は、申込期限までに公募委員の人数に満たなかったとき、又は、第6条の規定による選考の結果、該当者が公募委員の人数に満たなかったときは、公募によらず審議会等の委員を選任することができる。

(公募に係る事務)

第12条 この規程による公募に係る事務は、審議会等の所管課が行うものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第25号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日告示第21号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第24号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月17日告示第12号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第23号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第16号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。